平成３０年（フ）第９３号
埼玉県所沢市大字荒幡333番地の１　サングリーン所沢302
債務者　高山　　唯
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７２号
さいたま市中央区下落合７丁目８番14号コーエーハピネス103、旧住所さいたま市中央区本町東２丁目５番４号　エクセル与野101号
債務者　臼田登紀雄
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番４－203号
債務者　永島　理恵
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目２番地の13グランドール東所沢408
債務者　石川　宏己
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第８３号
愛知県岡崎市仁木町字川越１番地１　仁木寮Ａ、前住所愛知県碧南市鷲塚町１丁目100番地１　トヨタ自動車㈱鷲塚寮236Ａ号室
債務者　木村　良樹
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７１号
大阪府和泉市小田町２丁目21番６－102号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１－201号
債務者　松山　紀子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
大阪府岸和田市加守町３丁目５番13号グレース加守303号
債務者　清水　　歩
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
大阪府岸和田市下野町１丁目２番２号、前住所大阪府岸和田市下野町１丁目３番６号
債務者　阪口　　弘
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
大阪府貝塚市半田２丁目16番11号Ｎ号
債務者　別役　廣美
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
静岡市葵区下871番地の５
債務者　瀬畑　新吾
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
北海道旭川市永山９条３丁目３番11号
債務者　尾崎　増夫
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２号
北海道旭川市大町１条３丁目14番地の10　マンションつるや207号室
債務者　石崎　雅美（旧姓越智）
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６８号
愛知県豊田市京ケ峰２丁目１番地27
債務者　野々山隆久
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
静岡県浜松市浜北区善地355番地
債務者　小杉　奈美
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
静岡県浜松市中区上島３丁目６番１号　Ｉ．Ｃコーポ上島303号
債務者　片岡　裕紀
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６５４号
大阪市城東区森之宮２丁目８番606号
債務者　矢野　好一
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部